

ひとり親家庭への支援

☀️ 手当・医療費

児童扶養手当

■ 受給資格

次の要件に当てはまる18歳に達する日以後の3月31日までの児童を養育している人です。
なお児童の心身に基準以上の障害がある場合は20歳まで受給できます。

- ・父母が離婚した後、父又は母と一緒に生活をしていない児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が重度の障害(国民年金の障害等級1級程度)にある児童
- ・父又は母の生死が明らかでない児童
- ・父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・未婚の母の児童
- ・その他、生まれたときの事情が不明である児童

■ 所得制限

受給者本人又は配偶者及び扶養義務者の前年の所得額により、全部支給の人、一部支給の人、全部支給停止の人に分かります。

■ 支給額

児童1人の場合は月額42,000～9,910円を支給し、第2子については月額5,000円、第3子以降1人増すごとに月額3,000円を加算します。

■ 支給月 4月 8月 12月

■ 公的年金との調整

平成26年12月より公的年金給付等の額が児童扶養手当の額よりも低い場合は、その差額の受給ができるようになりました。

問合せ

福祉課 子育て支援室 ☎60-1120
夷隅地域市民局 地域市民班 ☎86-2113
岬地域市民局 地域市民班 ☎87-2113

ひとり親家庭等医療費等の助成

病気やけがで医療機関等において診療を受けた場合に、医療費の一部を助成します。
ただし、所得制限があります。

■ 対象

- ・ひとり親家庭の父又は母及び養育者とその養育する子ども
- ・父又は母が1級程度の障害の状態にある子ども

■ 支給額 保険診療により医療機関の窓口を支払った額から、自己負担額、高額療養費及び 附加給付金、入院時食事療養費を控除した額

■ 自己負担 一人につき、一月一医療機関あたりの通院又は一保険薬局あたりの調剤については 月額1,000円

■ 支給期間 子どもが18歳に達する日以後の3月31日まで

問合せ

福祉課 子育て支援室 ☎60-1120
夷隅地域市民局 地域市民班 ☎86-2113
岬地域市民局 地域市民班 ☎87-2113

母子家庭・父子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業

対象資格取得のため2年以上の課程で養成機関において修学する場合に、期間中の生活負担を軽減するために訓練促進給付金を支給し、修了時に入学時の負担を軽減のため修了支援給付金を支給します。

■支給対象者

20歳未満の子を扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方。

- ・児童扶養手当の支給(全部支給又は一部支給)を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方
- ・修業年限が2年以上の養成機関において、資格の取得が見込まれる方
- ・仕事または育児と修業の両立が困難な状況であると認められる方

■支給対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、その他

問合せ

福祉課 子育て支援室 ☎60-1120

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付制度

母子家庭や父子家庭または寡婦の経済的自立、児童の福祉向上のため、各種資金を無利子又は低金利で貸付ける制度です。

■資格要件 ・20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母、父子家庭の父、父母のいない20歳未満の児童等

■資金の種類 ・事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金
※各種貸付資金の限度額、利率、償還方法等については、お問合せ下さい。

問合せ

福祉課 子育て支援室 ☎60-1120

JR通勤定期乗車券の特別割引

児童扶養手当を受けている父又は母等で、JRの定期乗車券が3割引きになります。購入には、市が交付する証明書が必要となりますのでお問合せ下さい。

問合せ

福祉課 子育て支援室 ☎60-1120

母子生活支援施設

生活上のさまざまな解決困難な問題のために子どもの養育が十分にできない場合、一時期の間、母親と子どもが一緒に生活し、母子自立に向けた支援をする施設です。

■対象

母子家庭、またはこれに準じた事情のある母と児童

問合せ

福祉課 子育て支援室 ☎60-1120